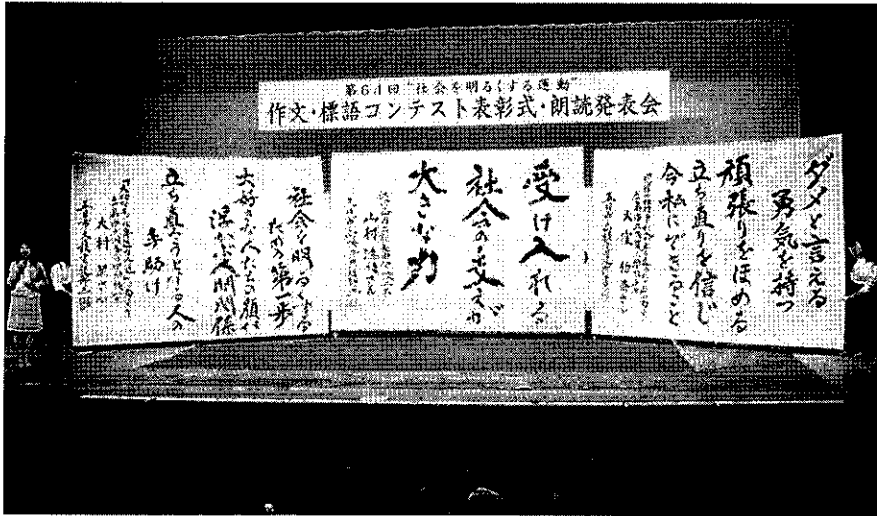


# 更生保護 ひろしま



## ・ 今月の紙面 ・

- (2) 第64回 "社会を明るくする運動" 作文・標語コンテスト表彰式・朗読発表会
- (3) 第3期 地域別定例研修テーマ解説
- (4) 退任保護司より一言
- (5) 行事結果報告  
広島拘置所見学について
- (6) きくことについて③  
各種お知らせ

広島県立五日市高等学校書道部による書道パフォーマンス



## 協力雇用主会の運営について

広島県協力雇用主会連絡協議会

会長 牧尾 良二

平成25年6月、島田福介前会長の後任として広島県協力雇用主会連絡協議会の会長に就任いたしました牧尾良二でございます。併せて東広島地区協力雇用主会の会長も務めています。

私たち協力雇用主会は、犯罪・非行の前歴の為に定職に就く事が容易でない刑務所出所者等（保護観察及び更生緊急保護の対象者）をその事情をよくよく承知の上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業者で構成する団体です。法務省の統計によりますと、刑務所出所者等のうち、無職者と有職者では再犯率が大きく異なり、無職者の再犯率は有職者の約4倍と言われております。刑務所出所者等が再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要なのは言うまでもありません。

平成26年4月1日現在、全国に12,603の事業者が協力雇用主として登録されています。広島保護観察所管内におきましては、平成26年4月1日現在、23地区の保護司会のうち、11地区で組織化されている協力雇用主会に所属している232の事業者と、協力

雇用主会に属さない37の事業者を合わせた269の事業者が協力雇用主として登録されており、鋭意活動に取り組んでいます。

私たち協力雇用主会が活動出来るのも、保護司会の皆様や関係機関・団体のご支援とご協力のおかげであると感謝しています。特に、特定非営利活動法人広島県就労支援事業者機構からは、刑務所出所者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成や、刑務所出所者等の雇用先の拡充のための協力雇用主の発掘等の多大なご支援をいただいております。お蔭様で協力雇用主数と被雇用者数が増加傾向にあり、ありがたく思っています。

近年、国を挙げて再犯防止のための対策が行われる中で、前歴等に拘わらず刑務所出所者等を雇用する協力雇用主会の活動に対する期待が高まっています。今後も、保護観察所を始めとする関係機関・団体と連携し、一人でも多くの刑務所出所者等を雇用し、再犯防止に貢献してまいりたいと考えています。引き続き、広島県協力雇用主会連絡協議会に対しまして、ご支援とご協力をお願いいたします。

# 第64回 “社会を明るくする運動” 作文・標語コンテスト表彰式・朗読発表会

第64回 “社会を明るくする運動” 広島県推進委員会

昨年12月25日、第64回 “社会を明るくする運動” 作文・標語コンテスト表彰式・朗読発表会が広島市中区にある広島県民文化センターにて、受賞者とその家族、学校関係者等約430人の方々にご来場いただき、盛大に開催されました。

今年度、県下の小中学校から作文と標語をあわせて約25,000点の応募があり、どの作品も、家庭や学校での日常体験の中で、犯罪や非行のない明るい社会づくりについて考えられた作品ばかりで、読む者の心を強く揺さぶり、考えさせられる作品が数多くありました。また、当日は、作品に込めた思いを力強く発表していただきました。

後半のアトラクションでは、県立五日市高校書道部に書道パフォーマンスを披露していただきました。作文を2作品、標語を1作品披露していただきまし

たが、どれも熱のこもった素晴らしいパフォーマンスで、会場は熱気の渦に包まれました。

今年度も本コンテストを通じて社会を明るくする運動の趣旨が一層広まったものと思います。作文・標語コンテストに御協力いただきました皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。



## 作文コンテスト

【最優秀賞】	表 彰 区 分	小学生の部	中学生の部
	“社会を明るくする運動” 広島県推進委員会委員長(広島県知事)賞	広島市立矢野小学校5年 大窪 佑 奈	広島市立国泰寺中学校1年 大村 星

【優秀賞】	表 彰 区 分	小学生の部	中学生の部
	広島保護観察所長賞	広島市立山田小学校5年 上土井 穂 華	廿日市市立四季が丘中学校2年 道前 美 春
	広島県保護司会連合会会長賞	広島市立翠町小学校6年 宮下 結 衣	三原市立第二中学校2年 梅田 叶 夢
	広島県更生保護協会理事長賞	広島市立倅小学校6年 日高 綾 那	広島市立己斐上中学校2年 藤岡 明日香
	広島県更生保護女性連盟会長賞	広島市立大町小学校6年 小川 凜	広島市立亀崎中学校1年 山本 美 結

【入選】	小学生の部	中学生の部
	三次市立和田小学校6年 戸野 光 咲	広島市立吉島中学校3年 森井 爽
	福山市立常石小学校6年 大塚 あずみ	福山市立鳳中学校3年 後藤 優 果
	広島市立矢野西小学校6年 栗屋 晶 子	呉市立昭和中中学校1年 永宗 直 隆
	尾道市立土堂小学校6年 森本 航太朗	府中市立第一中学校1年 藤木 稔 久
広島市立八木小学校6年 齊藤 光 志	呉市立両城中中学校1年 西森 颯 大	

## 標語コンテスト

【最優秀賞】	表 彰 区 分	受賞者
	“社会を明るくする運動”広島県推進委員会委員長(広島県知事)賞	江田市立能美中学校2年 山村 滯 緒

【優秀賞】	表 彰 区 分	受賞者
	広島保護観察所長賞	広島市立己斐上中学校2年 大下 愛 美
	広島県保護司会連合会会長賞	広島なぎさ中学校3年 三輪 佳 蓮
	広島県更生保護協会理事長賞	広島市立江波中学校1年 高野 航 太
	広島県更生保護女性連盟会長賞	広島市立段原中学校1年 久保 優 来

【入選】	府中市立府中明郷中学校2年 佐々木 輝	広島市立己斐中学校2年 鈴木 美 紅
	広島市立江波中学校1年 一ノ瀬 華 恋	広島市立瀬野川中学校2年 沖田 祐 輝
	広島市立段原中学校1年 佐藤 ひなた	

平成26年度 第3期 地域別定例研修テーマ解説

## 「刑の一部猶予制度と薬物対策」

統括保護観察官 三宅美和

## 【目 的】

「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」（以下「薬物法」という。）が、平成25年6月に国会で可決成立し、3年以内の平成28年6月までに施行されることになりました。そこで、刑の一部の執行猶予制度の概要、薬物依存症、保護観察所が取り組んでいる薬物依存対策について説明することにより、今後の同制度の円滑な導入と薬物事犯者に対する保護観察の充実・強化を図ることを目的として実施しました。

## 【概 要】

内容は、

- 第1 刑の一部の執行猶予制度についての概要説明
- 第2 薬物依存症についての理解（DVDの視聴）
- 第3 保護観察所が取り組んでいる薬物対策について3本柱です。

まず、第1の刑の一部の執行猶予制度では、立法成立までの経緯について触れた上で、同制度の概要（これまでは、裁判所が判決を言い渡す場合、全部実刑判決か全部執行猶予の2種類であったところ、その中間的な制度の導入で、裁判所が3年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合、言い渡す刑の一部の執行を1年以上5年以内の期間、猶予できる制度であること）について説明しました。また、刑の一部猶予制度の対象となるのは、以下の2種類です。

- ① いわゆる初入者、あるいは実刑終了後5年間禁錮以上の刑を受けていない者に対するもので、この場合、裁判所の裁量により、執行猶予の期間中、保護観察に付されます。（←刑法等の一部を改正する法律関係）
- ② 薬物自己使用等（覚せい剤、大麻、麻薬等の「規制薬物」の使用や単純所持の罪）事犯者については、いわゆる累犯者であっても、情状を考慮し、薬物依存の改善に資する処遇を行うことが、再犯防止のために必要であり相当である場合、刑の一部猶予言渡しの対象となり、この場合、執行猶予の期間中必ず保護観察に付されます。（←薬物法関係）

これまで、実刑判決を受け仮釈放になった場合で

も、その保護観察期間は限られておりましたが、この制度導入により、施設内処遇の後に十分な期間の社会内処遇の実施が可能となり、また執行猶予の取消しという制度による心理的規制の下に生活させることによって、再犯防止・改善更生を図らせることが期待できます。

第2の薬物依存症については、薬物依存症がどのような病気であるかDVD視聴が有効であると考え、保護局作成のDVD「Step by Step」Disk2応用編「薬物依存」（20分）について視聴してもらいました。未だ薬物乱用は、意思が弱いからとか働いて更生すれば再使用はしないといった考えをお持ちの方もおられますが、薬物依存症は慢性的な病気であり、完治はしないが治療を継続していくことで回復が可能な病気であること、地域の治療・支援機関に繋げることの重要性について説明しました。

最後に、第3の広島保護観察所で行っている薬物対策についてですが、覚せい剤事犯者処遇プログラムと簡易薬物検出検査、薬物依存のある者に対する地域支援ガイドライン（案）による試行等事業の医療・ダルク・精神保健福祉センターとの連携モデル庁としての取組、薬物事犯者の引受人会等について紹介し、刑の一部猶予制度導入に向けた準備状況について説明しました。

## 【まとめ】

刑の一部猶予制度の導入まで残すところ1年半となりました。保護観察所では、現在、同制度が円滑に導入されるよう準備を進めていますが、刑の一部猶予制度導入後は、薬物事犯の保護観察対象者の増加と保護観察期間の長期化が見込まれます。薬物依存のある人が、保護観察中だけでなく、保護観察終了後も将来にわたって依存症から回復し再犯なく生活するためには、保護観察中から地域の支援機関へ繋げ、終了後はスムーズに支援機関等へバトンタッチしていくことが非常に重要です。今後も保護観察所では、関係機関との連携強化に取り組んでいく予定です。保護司の皆様にも御負担をおかけすることになりますが、どうぞよろしくお願ひします。

# 退任保護司より一言

平成26年11月30日付で退任された保護司の方で昼食会に出席された方に以下の3つの質問をさせていただきました。

- ① 何年間保護司として御活躍なされましたか
- ② これからやりたいことはありますか
- ③ 後輩保護司へ一言お願いします。



中地区 炭谷寛司さん

- ① 24年間
- ② 地域活動の継続と出来なかった家事に励みたい。
- ③ 誠意をもって寄り添い、時には厳しく、時には優しく。

西地区 高島盈子さん

- ① 平成14年から平成26年まで12年間です。
- ② 体が許す限り今迄通り地域活動の手伝いを続ける。
- ③ 対象者の話をよく聞き理解し信頼関係を築く。

西地区 松宗千枝子さん

- ① 38年間と長い期間でございました。
- ② 地域の為に役立つよう協力して行きます。
- ③ お互いの信頼関係をもって接してください。

西地区 玉置美代さん

- ① 30年
- ② 更女で頑張ります。パッチワークや日本舞踊を続ける。
- ③ 相手が話しやすいように、話しかける。

西地区 青野法昭さん

- ① 16年お世話になりました。
- ② 地域の社明とかあらゆる行事に参加したい。
- ③ 対象者に愛情を持って接していただきたい。

安佐北地区 中川武子さん

- ① 16年間です
- ② 引き続き更生保護の仕事に携わりたいと思う。
- ③ どんな対象者に対しても誠心誠意向き合う。

広島佐伯地区 深川賢郎さん

- ① 14年間
- ② 地域のために自分の出来る事をしていきたい。
- ③ 対象者は、助けを求めている。

安芸地区 杉野森 勝さん

- ① 14年間
- ② 何か新しい夢を1つ持って精進したい。
- ③ 健康留意！若さを保つ努力も！

呉地区 榎本太門さん

- ① 22年間

- ② 薬物乱用防止教室のお手伝いを続けたい。
- ③ 「聴くこと」「リフレーミング」の活用

呉地区 門田 実さん

- ① 12年間
- ② 保護司に準じた仕事
- ③ 気持ちを楽に持ち活動してほしい

呉地区 屋敷隆明さん

- ① 1984年10月18日(754号)30年
- ② 商工会議所、ロータリークラブを通じて社会奉仕を。
- ③

呉地区 盛中 正さん

- ① 昭和55年拝命いたしましたので34年間です
- ② 私は寺院住職でありますので社会を明るくしてゆきたい。
- ③ 対象者に対して慈愛の心でもって接してほしい。

尾道地区 大崎玲子さん

- ① 24年間
- ② もう少し地域のボランティア活動を頑張りたい。
- ③ 出合いを大切に、信念を持ってあたって下さい。

尾道地区 妹尾孝俊さん

- ① 14年間
- ② OB会へ
- ③ 健康に留意して

福山地区 永山氏正さん

- ① 14年間
- ② 小学校区内で老人クラブ会長を続けます。
- ③ 対象者一人ひとりに向き合ってください。

福山地区 石井登久子さん

- ① 18年
- ② 子育て中の若いお母さんと集まりを持ちたい。
- ③ 社会のため頑張ってください。

府中地区 井上勝子さん

- ① 14年間
- ② 更女の活動を中心に、地域の学校や青少年育成などに協力したい。
- ③ やりがいのある仕事です。人はすべて善人であると信じてがんばってください。

# 各種行事報告

平成26年10月～12月

## 更生保護女性会新会員研修

広島保護観察所3階研修会議室【H26.10.3, H26.10.10】

新入会員約90名を対象に、更生保護の概要について講義が行われた。後半の部では5つのグループに分かれ、各地区の取り組みについてディスカッションが行われた。

## 中国地方保護司代表者協議会

ホテルセンチュリー2 1広島【H26.10.16～17】

中国地方各県の保護司代表者総勢70名が集まり、中国地方の更生保護の概況の説明、分科会ごとに協議会が行われた。

## 中国地方更生保護大会

山口県民文化ホールいわくに(シンフォニア岩国)【H26.10.31】

更生保護関係者約1,000人が集まり開催された。午前は毛利博物館顧問の小山良昌氏による記念講演が行われ、午後からは法務大臣表彰等、各表彰受彰者に対し表彰が行われた。

## 更生保護制度施行65周年記念 広島県更生保護功労者顕彰式

ふくやま芸術文化ホール(リーデンローズ)【H26.11.7】

県下各地から更生保護関係者約800人が集まり開

催された。当日、前半で法務大臣表彰等、各表彰受彰者に対し表彰が行われ、後半では全国児童福祉安全委員会連絡協議会の小川喜代光氏を招き、記念講演が行われた。

## 被害者支援センター設立10周年記念式典

アステールプラザ【H26.11.25】

広島市中区のアステールプラザ中ホールにおいて、記念式典及び記念講演が行われた。

## 退任保護司感謝状伝達式

広島保護観察所3階研修会議室【H26.11.28】

退任保護司17名が出席した。

## 新任保護司委嘱辞令伝達式及び新任保護司研修

広島保護観察所集団処遇室【H26.12.1】

新任保護司30名が出席した。

## 第64回“社会を明るくする運動”作文・標語コンテスト表彰式 広島県民文化センター【H26.12.25】

今年度の各表彰内定者及び入選者に対し表彰が行われ、その後、朗読発表会が行われた。アトラクションでは、広島県立五日市高校書道部による書道パフォーマンスが行われた。

# 広島拘置所見学について

広島保護観察所 企画調整課 松尾 大基

平成26年12月4日(木)、広島保護観察所職員や地域住民を対象にした広島拘置所見学会に参加しました。

敷地内に入るとすぐに職員が扉を施錠し、交代で厳しく監視している様子に背筋が伸びる思いがしました。講義室において担当者から拘置所の概要、受刑者の日課等の説明がなされた後、拘置所内を見学することができました。

### 【拘置所の概要説明】

広島拘置所を含め、拘置所本庁は全国に8か所あり、ほとんどの拘置所は支所で、全国に100か所近くあるとのこと。拘置所では、1 裁判を受ける者(被告人・被疑者)、2 施設の運営(炊事、洗濯等)を行う受刑者、3 刑の執行までの者が収容されており、広島拘置所の収容定員は395名とのことでした。

なお、収容者の中でも、刑の執行が決まっている者(既決者)とそうでない者(未決者)とで、拘置所内での日課が異なっており、例えば、未決者は既決者と異なり、労役(作業)は無く、規律や管理運営上支障のない範囲で自己のものを購入することができるなど区別されています。また、既決者は労役を行う関係で、未決者よりもカロリーの高いメニューが用意されるなど食事の献立も区別されています(食事の献立は3種類あり、カロリーだけでなく、メニューの内容も区別されています)。

### 【拘置所内の見学】

概要説明を受けた後、受刑者の居室、運動場、炊事場など実際に拘置所内を見学しました。受刑者の居室は単独部屋が4割、残りは共同部屋となっています。入り口には札がぶら下げてあり、部屋ごとに作

業の係が決められていました。部屋によってはテレビが設置されており、所持品はきちんと個人用の袋(かなり大きめの旅行カバンのような袋)に片付けられていました。

居室の中には、釈放前の受刑者が2週間生活する「釈放前室」という部屋があり、出所後の生活のことを考慮し、カーテンや座布団、テレビなどが設置されるなど、一般家庭の部屋にかなり近い造りになっていました。

### 【拘置所、矯正の課題】

担当者から以下の6つについて説明がありました。

1 処遇困難者の増加及び再犯防止、2 受刑者の高齢化、3 女子受刑者の増加、4 施設の老朽化、5 保安事故防止、6 矯正医療体制の確保

中でも、担当者の方は受刑者の高齢化について強調されていました。

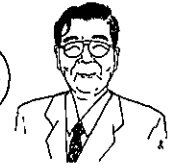
### 【見学会を終えて】

見学会を終えて、受刑者の高齢化が印象に残りました。矯正医療体制の確保が課題とのことでしたが、一般的な医療整備の強化に加え、福祉面にウエートを置いた強化が必要であることを感じました。

また、担当者の説明からは、施設内での受刑者に対する処遇に加え、出所後の再犯防止を見据えた、受刑者の生活環境調整に対する意識の高さがうかがえ、矯正と保護との連携の必要性をあらためて感じました。

職員の多くが拘置所近くの宿舎に入居し、非常事態に万全を期しています。各自が事故防止に細心の注意を払い、厳しく職務にあたっておられる様子が印象的でした。

きくことについて② 目に見えないところにも気配りを 著:三浦 正氣



保護司さんと対象者との信頼関係づくりは、仲々容易ではない。

随分こまやかな気配りが必要なことである。

たとえば、対象者が来訪する時間にたまたま予定外の先客があって、その先客には、間もなく来客があることを告げての面談ということで応接すべきことは既に述べたが、先客がその約束を守ってくれて辞去する……。

その場合に、建物の構造上どうしても上がって待っている対象者と顔を合わせることがある時、その来客がどんな顔つきで、どんな目つきで対象者を眺めるかが問題である。

奥さんの『〇〇さんが来ました。』という伝え方も、なんとなく対象者を下に見ている感じの言い方や、それをうけた保護司さんが『いや、保護司をしてるもんですからね……時々監督のために来訪させるんですよ。なに、ちょっとした窃盗なんですけどね……たまたま今日は、その面接日だもんで、申し訳ないんですが……』とかなんとか来客の退去を求める。この保護司さんの言い方も問題なのである。

国〔法務省〕から、保護司を委嘱されている

ことの誇らしさ、また、来訪して来た対象者に対する監督的な上位の立場の誇示等から、辞去していく先客は、対象者を『こいつは窃盗犯人なのか……』というような、興味深げに、或いは軽蔑のまなこで、流し目で見て通る……この感じは対象者にピーンと感じることである。

来訪者が借金の取立てに来たのであれば、まさか他の来客にそのことを告げることはしないであろう。

自分にとって、不名誉なことでなければ……むしろ誇らしいことであれば、安易に他人の秘密も気にしないで喋ってしまう……これが人間の通有性と言ってもよかろうが、厳に慎むべきことである。

対象者を大切にしなければならぬということは、面と向かっている時だけではなく、目に見えない所での気配りも必要なのである。

※三浦正氣氏は、元保護司であり、本コラムは平成元年8月から平成12年3月まで本紙に掲載されたものを再掲載したものです。

2月・3月の定期駐在

(日)	(地 区)	(場 所)
2/12	尾 道	日比崎公民館
2/25	呉	広 公 民 館
3/11	東 広 島	東広島更生保護サポートセンター

広島県保護司会連合会からのお知らせ

平成26年11月30日付けで広島県保護司会連合会炭谷寛司事務局長が退任し、平成26年12月1日付けで藤川洋保護司が事務局長に就任いたしましたので、お知らせいたします。

敬 弔

下記の方が逝去されました。生前の御功績を偲び、謹んで哀悼の意を表します。

(名誉会員)

山田 和邦 様 ( 中 ) <H26. 12. 27>

佐藤 善三 様 (福 山) <H27. 1. 22>

(保護司)

奥 正明 様 ( 呉 ) <H27. 1. 18>

更生保護ひろしま 第 698 号

昭和27年8月創刊 毎月1回1日発行 定価 35円  
編 集 「更生保護ひろしま」編集委員会  
発 行 広島市中区上八丁堀 2-31  
広島県保護司会連合会  
電 話 (082) 221-4496  
会員の方は会費に本紙購読料(1部)も含まれています。